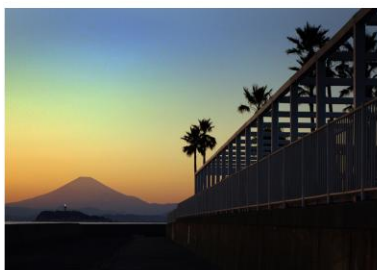


逗子市 まちのルール 自治基本条例とは何か



相模女子大学社会マネジメント学科 松下啓一

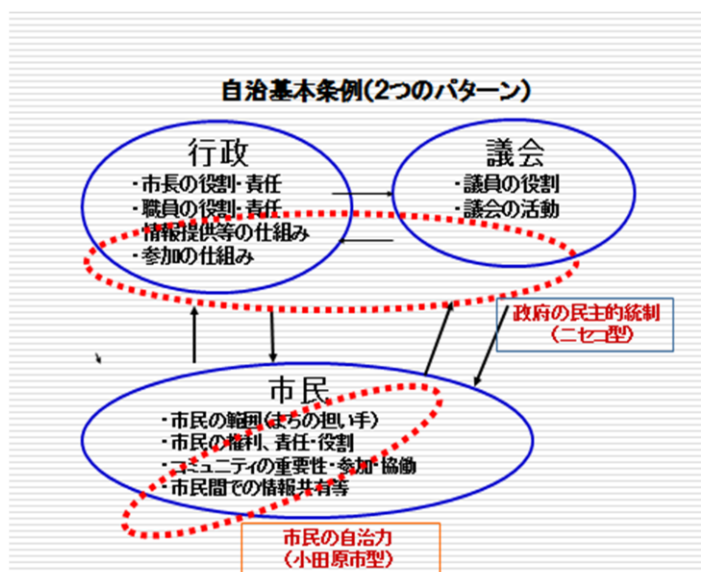
自治基本条例とは何か 2つの系譜

ニセコ型

- ・市民のための役所・議会にする(民主的統制)

小田原型

- ・市民のための役所・議会にする(民主的統制)
- ・市民自身が存分に力を発揮する(もう一つの自治)



- ◆最初に自治基本条例の大きな枠組みを理解していただくと分かりやすい。
- ◆自治基本条例には二つのパターンがあり、一つが「ニセコ町型」、もう一つを「小田原市型」と呼んでいる。
- ◆「ニセコ町型」では、行政と議会をチェックする民主的統制として組み立てられている。一方、「小田原市型」では、民主的統制の部分もあるが、同時に市民自身が力を発揮できるような仕組みとの両輪でやっていくもの。
- ◆最初はニセコ町型の条例が多かったが、市民の人たちと議論していくと、自分たちが活動していく中で、もっと力を発揮できるようにすることが大事ではないかという意見から、小田原市型が増えきた。
- ◆どちらのパターンにすれば、逗子市がハッピーに、まちが持続していけるかを考えていくことになる。

逗子市の自治基本条例とは何か

■現況

- ・2000年制定の二セコ町まちづくり基本条例が最初
- ・全国で300以上ある

■「自治の基本を問い直す」条例

- ・なぜ、今、問い直すのか
- ・問い直さないと何が困るのか

- ◆二セコ町のまちづくり基本条例が全国で最初の自治基本条例と言われ、現在、全国で300以上の自治体で制定されている。
- ◆自治基本条例は「自治の基本を問い直す条例」。どのようにすれば、私たちの住むまちがよいまちになるのか、その基本をなぜ問い直すのか、なぜ今考えないといけないのか、もし考えなければこれからどうなるか、それを改めて問い直す、そういう条例。
- ◆この逗子市において、今、そして未来を考えていくことになる。その場に皆さんは参加されている。

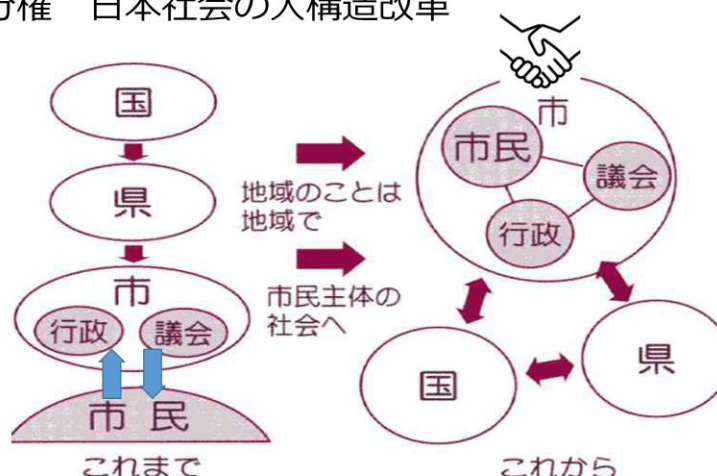
なぜ、今、自治の基本なのか これまでの自治では立ち行かない

●地方分権 日本社会の大構造改革

地方自治法(昭和22年)

住民が主語
の条文
6条しかない
/500条

住民不在の
地方自治



首長、議員、職員、
市民が変わる

⇒自治の組み
立て直し

- ◆今、地方自治はどうなっているか、これからどうなっていくか。
- ◆これまでの日本の社会は明治維新以来、国→県→市のタテ系列でやってきた。1990年代になって、これが機能しなくなってきた。
- ◆地方自治法は昭和22年にできたが、全部で500条近い条文の中で、住民が主語の条文は6条しかない。住民は地方自治の担い手ではないというのが、この地方自治の仕組み。
- ◆地方分権というのは、単に権限を地方に移すだけではなく、これまで日本が継続してきたシステムを改めて変える大きな変革。
- ◆国など行政が提供するサービスだけでは、ニーズが多様化していて、住民は満足できない。

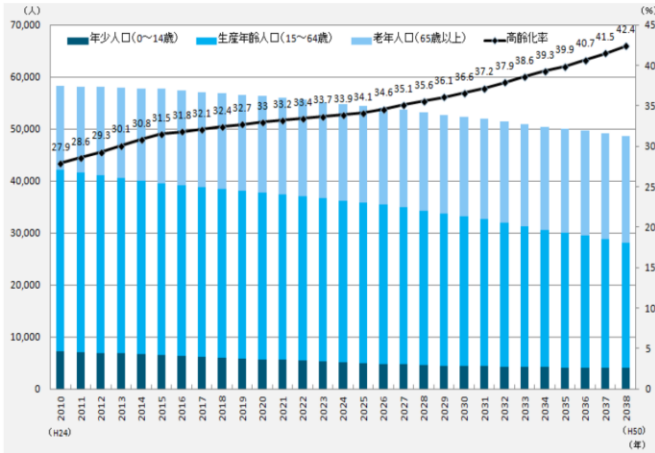
- ◆地域のことは地域でやっていくというときに、地方自治法では住民が主語の規定が6条しかない。今の地方自治法にあるのは、サービスを待っているだけ、行政をチェックしているだけの住民像。それで本当に地域のことは地域でやっていけるのか、ということが問われている。
- ◆「法の欠缺（けんけつ）」という言葉があるが、法にはないこと。それを条例で埋めていく、それが自治基本条例。足りない部分をどう埋めていくかが、皆さんが今やっている作業。
- ◆例えば地方自治法には、自治会・町内会については会館の保有についての規定しかない。そうではなく、地域の担い手としてきちんと位置付けていく。課題があるならば、どうすれば地域の担い手として力を発揮できるか、そういうことを考えていく。法律にはないので、それを埋めていく。それが自治基本条例ということになる。
- ◆そういうことに取り掛からないと、国の法律だけではとても足りないというところにきている。
- ◆必要なものは、まちごとに違う。逗子市にとって必要なものは何か。それをみんなで考えて、穴を埋めていく。その作業をしていこう。そして、次の世代に続くまちをつくっていこうというのが、自治基本条例。
- ◆今考えないと、とても次の時代に生き残れない、いいまちになっていかないというのがまず問題意識としてある。

なぜ、今、自治の基本を問い直さないといけないのか

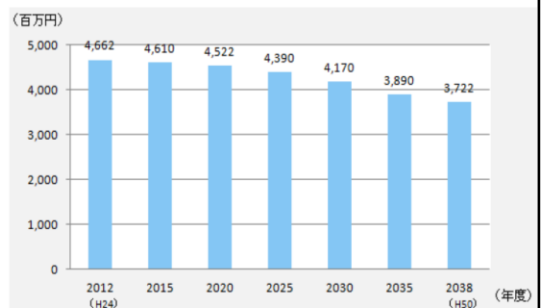
《逗子市のまちの構造》

10人に4人が高齢者

● 逗子市の将来の年齢構成と高齢化率（推計）



● 逗子市の将来の個人市民税収入の見込み



歳入の4分の1が個人市民税。
それが減少(46億⇒37億)

⇒自治の組み立て直し

- ◆逗子市の現状をみると、人口は2009年の59,000人がピーク。2038年に48,000人になる。一万人減る。これが逗子の現実。これが様々な点で私たちの暮らしに影響を与えてくる。
- ◆一番大きいのは税収。個人市民税収入が減少していく。一方で、高齢化率が高まってくるので、社会保障費は増加していく。
- ◆そういう中で、今までのような自治の在り方でまちが持続するのかがということが問われている。次の世代にバトンタッチしていくのに、今こそ自治の基本を見直して、新しいまちの組み立てを見直していく必要がある。

そもそも

私たちは力を持っている

そもそも自治とは・私たちの国は

- ・協力・助け合い
- ・知恵と工夫



ひとりが力を発揮する

(憲法13条)個人として尊重される



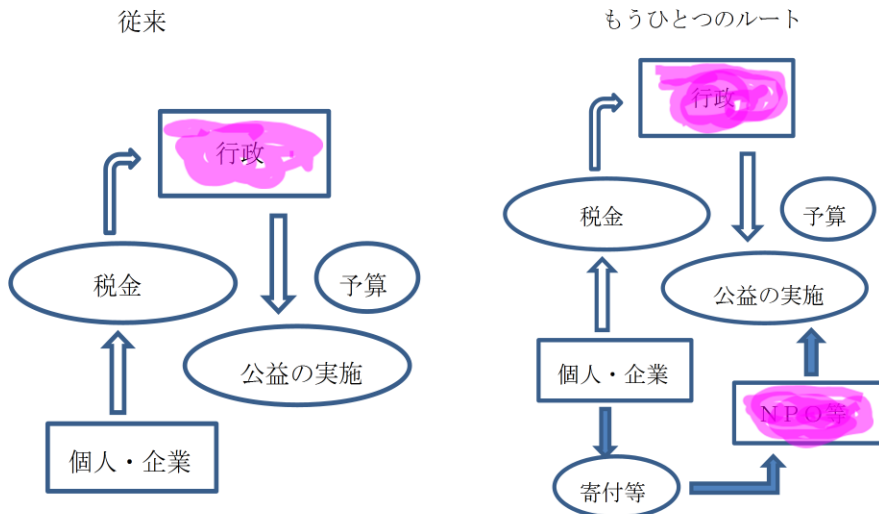
憲法の設計思想→市民力をエネルギーに幸せに暮らせる社会をつくっていく

もう一度思い出そう

- ◆そもそも私たちの国は、辛い時にはみんなが力を発揮して協力し、資源がないから知恵と工夫を凝らして、暮らしをつくってきた、そういう国。
- ◆個人として尊重されるという設計思想でできている。「個人として尊重される」これが基本。そのために平和主義があり、基本的人権の保障があり、民主主義の規定がある。個人を大切にする、一人ひとりがもっている価値を大切にするというのが私たちの社会。
- ◆市民がもっている力を出し合って、そういう社会をつくっていこうというのが、私が考える自治基本条例の理念。
- ◆私たちが本来もっていた力を出していこうというのが、自治の基本を考える出発点になるのではないか。

新しい自治の仕組みをつくる 「自治基本条例」

新しい自治（＝もう一つの公共をつくらないと）、私たちの暮らしが守れない



1990年代が日本社会の境目

・市民の価値観が変わった
・経済成長の頭打ち

- ◆自治基本条例の仕組みとしては、今までは個人が税金を出して行政が公益を実施してきた。もちろんこれは大事。
- ◆もう一つの流れは、市民が自分たちの力を出して公益を実施していくという流れ。こういう流れにしていくことで、金だけではなく、知恵や労働力、知識というようなものを出していくことによって、私たちの暮らしをよりよいものにしていくのではないかが自治基本条例の理念、仕組みになると考える。

どのように「まちをつくる」のか 私の言葉でいえば
野球は9人でやろう(全員野球)

これまで**行政・議会**だけで野球をやっていた。
観客席にいた**市民**も野球をやろう

そのルール⇒自治基本条例

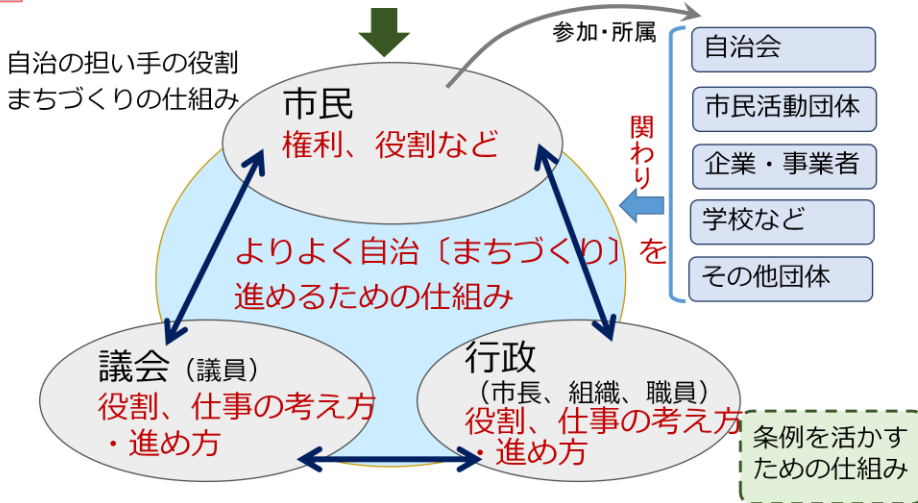


- ◆簡単に言うと「みんなで野球をやろうよ」ということ。9人で野球をやる。これまでは行政や議会だけで野球をやっていたが、観客席にいた市民も一緒に全員野球をやろうということ。
- ◆野球をやるにはルールが必要。例えば、どっちがボールとるか守備範囲を決めて、その守備範囲の役目をきちんと果たしていく。
- ◆そういうルールをまちごとに決めていく。逗子市に必要なルールを考えていくことが、今必要なのではないか。

9人で野
球をやる
ルールを
考える

自治基本条例

自治〔まちづくり〕の基本となる考え方



- ◆自治基本条例はどんな中身になっているか。
- ◆自治の基本となる考え方としては、個人が尊重される、一人ひとりが尊重される、そして大いに力を出していく。そういうことが自治の基本だと考えている。
- ◆みんなが力を出していくとき、まず市民は個々の市民だけではなく、自治会、NPO、企業、学校、団体などもその役割を存分に果たしていく。議会も行政も、今までのやり方を変えていく。
- ◆この三者が存分に力を発揮していくことを基本に、自治の仕組みを組み立てていくということになる。

自治基本条例で書かれること・検討すべきこと

市長が変わる

• 1. 地方自治法の市長 代表・事務の管理

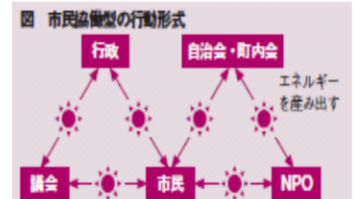
- ・普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する(147条)。
- ・普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する(148条)。

• 2. これからの市長

リーダーシップ(みんなの力を束ねる)

• 3. それを表す新たなルール

- ・市長のマニフェスト
- ・市長の宣誓
- ・そのほか



(就任時の宣誓)

第27条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の本旨をより拡充し、この条例の理念を実現するために、大平町の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。【大平町】

- ◆具体的にみると、まず、市長が変わる。
- ◆地方自治法では、市長は代表。事務の管理、執行をしている存在。そうではなく、みんなが力を出す、その力を束ねて大きな力に変えていく、それが市長の役目ではないか。
- ◆それを表すルールとしては、例えば、市長のマニフェストや市長の就任時の宣誓など。こういうことが自治基本条例の制定の中で検討される必要があるのではないか。みんなの力を引き出すという市長になってほしい、宣言してほしい、そういうことを条例に書いていく。

自治基本条例で書かれること・検討すべきこと

職員が変わる

1. 地方自治法の職員

市長の補助機関

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる（地方自治法153条）。



2. これからの職員

- ・プランナー
- ・市民の伴走者
- ・その他

(職員の責務)

第13条 職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。

【新城市自治基本条例】

- ◆職員も変わる。
- ◆職員は、法律では市長の補助機関と呼ばれている。市民の伴走者になってほしいければ、それを条例に書く。例えば、職員は市民のために働く者、あるいは地域社会の一員、こういう職員になってほしいということを書く。

既存条例の見直し 市民が存分に力を発揮するような職員

人事

別記様式

(教育公務員、消防職員をのぞくその他の職員)

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名



昭和27年10月28日条例第19号

間違いではないが、「市民」も「参加」も「協働」も出てこない

- ◆職員は、地方公務員法の定めにより、職員になるときに、服務の宣誓をすることとなっている。
- ◆この宣誓書に書いてあることは間違いではないが、「市民」も「参加」も「協働」という言葉も出てこない。自治基本条例を考える中で、こういう見直しが具体的にでてくる可能性がある。
- ◆自治基本条例で、どんな職員であってほしいかということを書くと、宣誓書といったところにさらに展開していく。

自治基本条例で書かれること・検討すべきこと
議員・議会が変わる

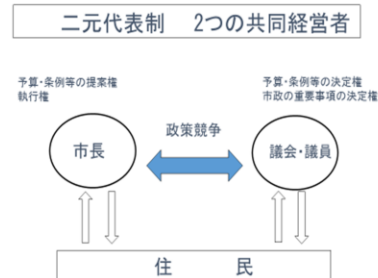
1. 現状の議会・議員

チェック機能

2. これからの二元代表制

自治の共同経営者としての役割

- ・チェック
- ・政策提案＋市民との対話



2 議員は、住民の代弁者であることを自覚し、あらゆる機会を通じて常に学習し、住民との意見交換に努めなければならない。

- ◆議員・議会が変わる。これまではチェック機関と言われている。そもそも二元代表制といって市長も議会も、その両方が住民から選ばれた代表。
- ◆議会は経営者である。なぜならば、市の重要な方針である予算や条例を決定している。決定権は議会にしかない。経営者、取締役であって監査役ではない。

議会・議員が存分に役割を発揮する

①議会・議員でなければならない政策

議会基本条例など

②地域全体を考えた政策

行政が縦割りの運営になりがちなかで、広い視野から地域全づくりを目指す。

- ・ 中小企業振興条例（川口市）
- ・ 地産地消推進条例（えさし市）

③地域や住民の要望を反映する政策

地域に密着する議員ならではの条例

- ・ 空き家対策条例（全国）

④少数者のための政策



- ◆その経営者としての仕事に転換して、それに注力してほしいというようになると思う。例えば、議員でなければならない政策や条例の提案あるいは市民との対話。

誤ったコンプライアンス

目の前に課題があっても、
→どこに法的根拠があるのだというクレーム

職員が安心して行動できる裏付けをつくる
条例・・・正当性、納得性が高いから



空き家対策条例

空き家への立ち入り調査

- ◆議員は、行政が大いに仕事ができるように、その裏付け、根拠をつくってほしい。例えば、空き家条例のように、空き家に立ち入りする権限を位置づける条例を議員がつくって、空き家の問題を解決できるようにしてあげる。このように変わっていく。

自治基本条例で書かれること・検討すべきこと

市民が変わる

1. サービスの受け身あるいは要望する市民
2. 知識、経験、行動力を存分に発揮する市民
 - ・市民の位置づけ
 - ・市民の権利と役割
 - ・NPO
 - ・地域コミュニティの位置づけ
 - ・参加、協働を後押しする規定
 - ・情報共有
 - ・参加協働の規定
 - ・支援のための規定

◆当然、市民も変わる。地方自治法ではサービスを受ける、あるいは要望する市民像だが、みんながもっている知識、経験、行動力を存分に発揮する市民、こういうふうになっていかないと、厳しい未来は乗り切れないのではないかと。

市民による自主的なまちづくり

安心して徘徊できるまちづくり (大牟田市)



(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、市政に参加する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、自治を推進するための活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市政に参加するときは、他のものの意見及び行動を尊重するとともに、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない、【茅ヶ崎市自治基本条例】

- ◆いろいろな取り組みがある。福岡県大牟田市では認知症になっても「安心して徘徊できるまちづくり」というのをやっている。認知症の人にまちの人たちが声をかけられるよう、市民が自主的なまちづくりをしている。
- ◆自治基本条例に「市民はまちのために主体的に取り組む」というように書くと、それに向けて安心して徘徊できるまちをつくろう、ということに展開する。このように、元になる考え方を自治基本条例に書いたらどうか、ということ。

☆市民が変わる 高齢者は、知識や技能を持っている
重要な人材・人財である

葉っぱビジネス



徳島県上勝町
徳島市中心部から車で約一時間程。人口は1,997名 854世帯、高齢者比率が49.5%



http://www.irodori.co.jp/asp/nwsitem.asp?nw_id=2&design_mode=0

- ◆高齢者も同じ。徳島県の上勝町では、おばあさんたちが料理に添える「つまもの」にする葉っぱを山から取ってきて売り出した。これが収入になっておばあさんたちが元気になる。そんなふうに高齢者が元気になるまちにするにはどうあるべきか、それを自治基本条例に書く。

これまで出番の少なかった**若者の活躍**

(参加)

第14条 市は、市政に関する計画及び政策を策定する段階から市民の参加を促進します。

2 市は、**市民の多様な参加の機会**を設けます。



(若者政策条例)

第1条 この条例は、若者が活躍するまちの形成の推進について、基本理念を定め、並びに若者、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、若者が活躍するまちの形成の推進の基本となる事項を定めること等により、総合的に若者が活躍するまちの形成の推進を図り、もって市民が主役のまちづくり及び世代のリレーができるまちの実現に寄与することを目的とする。

- ◆若者も同じ。若者はまちのことになかなか参加しないが、若者が参加してこそ持続するまちになる。若者も大いに参加してもらおう、そういう条例をつくる。
- ◆愛知県新城市では、自治基本条例に「参加」という条文として、「市民の多様な参加の機会を設ける」と書いた。それを受けて、若者が参加する若者政策条例がつくられている。
- ◆もう一つ、若者議会条例というのをつくって、1,000万円の予算を提案できるようにしている。その元になる考え方を自治基本条例に位置づけ、これまであまり出番のない市民に大いに参加してもらおうとしている。
- ◆なかなか出番のない女性のために、女性議会というものがある。議会といっても議場でやるのではなく、予算提案してまちを活性化していこうというもの。

外国人のコミュニティ参加

「市民」の概念

外国人と消防団

**村のため「心を日本人に」＝移住外国人も復興に
尽力－消防団活動も・熊本地震**



消防団員は、現行法令上、消防吏員と同様に一定の公権力の行使を行う権限を与えられておりますことから、日本国籍を持たない者を消防団員に任命するかどうかにつきましては、各市町村において、公務員に関する基本原則及び現行法令上消防団員に付与されている権限等を踏まえて適切に対処をしていただくことが必要であると考えております」(第169回国会 総務委員会 第14号平成二十年五月十五日(木曜日))

- ◆外国人のコミュニティ参加。外国人は主権者ではないけれども、まちのために活動してもらう。例えば消防団。外国人が参加していないことが多いが、まちのために活動したいという人たちを巻き込んでいくような仕組みをつくることのできる。

これまでまちのために力を発揮していなかった「事業者」
に存分に力を発揮してもらう(焼津市ふるさと納税)

- お礼品の品数が日本一

お礼品数 1,000品以上(140社)

2位以下を圧倒

全員野球

- お礼品のジャンル・種類が多い

選択肢が多い

食品に限らず、幅広く採用

2 市民(事業者を除きます。)、議会及び市長等は、事業者が行う経済活動がまちづくりに貢献するものであることに鑑み、事業者の活動に対する理解に努め、事業者とともにまちづくりに取り組みます
(焼津市自治基本条例)

- たった1年半で日本で2番になった

- ◆ 静岡県焼津市では、漁業に携わる人が多いため、事業者をまちの担い手と位置付け、事業者のための規定をつくった。事業者全員に頑張ってもらおうとした結果、ふるさと納税では返礼品の種類が多くなり、一年半で日本で二位になった。
- ◆ 事業者みんなが力を出してまちを盛り上げていこうという、これも自治基本条例の効果の例。

地域コミュニティ

(地域自治区の設置)

第17条 市は、地域内分権を推進するため、別の条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。【新城市】

地域自治を推進するしくみ



- ◆地域コミュニティの例。愛知県新城市では、従来の自治会・町内会では単位が小さすぎるというので、連合的な組織をつくって、そこで予算活動権を与えたり担当者をつけたりなどして、まちを盛り上げていこうとしている。

自治基本条例で書くべきこと 自治力アップのため

情報共有の仕組みを位置づける

情報提供・情報共有も
市民間での共有も



情報公開請求
も大事だが

(情報共有)

第14条 市は、市政に関する情報について市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しよう努めること。
- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

【茅ヶ崎市自治基本条例】

- ◆情報共有の仕組みが必要ではないか。今までの発想では「情報公開」で、請求があってから情報を出すものだが、情報を出せと言われるまでもなく、どんどん情報を積極的に出していこう、それが「情報共有」の考え方。
- ◆みんなが活動しやすいように情報を出していこうというような規定が必要だとしたら、それを自治基本条例に書く。

参加・これまで・・・

あまりに、それぞれの力が出ないシステム



- ◆参加と言っても、これまでは写真のような形で行われてきた。このやり方で智恵や力やアイデアが果たして出るのか。

自治基本条例で書くべきこと 力がでる仕組み

参加・協働の仕組みを位置づける

会議の仕方も
(南区区民会議)



(参加)

第14条 市は、市政に関する計画及び政策を策定する段階から市民の参加を促進します。

2 市は、市民の多様な参加の機会を設けます。

【新城市自治基本条例】

ワークショップ

- ・声の小さな人も発言できるように
- ・行政職員も参加する
- ・みんなの知恵を活かす

◆多様な参加の仕組み、方式を考える。ワークショップのように、会議の仕方をどんどん変えていく。

みんなで集まる・話をする (新城市市民まちづくり集会)

市長、議員、市民が一堂に集まる、
まちの重要な課題を議論する



市民が
企画・運営

(市民まちづくり集会)

第15条 市長又は議会は、まちづくりの担い手である市民、議会及び行政が、ともに力を合わせてより良い地域を創造していくことを目指して、意見を交換し情報及び意識の共有を図るため、3者が一堂に会する市民まちづくり集会を開催します。【新城市】

◆情報共有の例として、市民みんなが集まって話をする「新城市市民まちづくり集会」というものがある。一年に一度、市長、議員、市民が一堂に会して、まちの課題を話し合う。何かを決めるのではなく、みんなで話し合う場をつくった。

市民、行政、議員の3者が一堂に会して議論する試み（焼津市）



日 時 平成 27 年 12 月 19 日(土)13:30～16:30 (受付 13:00～)
会 場 焼津市総合福祉会館 ウエルシップ 多目的ホール
申込方法 12 月 11 日(金)までに電話またはメールでお申し込みください
※どなたでも参加できます。参加費無料

◇テーマ：住とつながりて育む「住み続けたい地域」
～多様な意見とアイデアが「まちづくり」の未来を生み出す～

●話題提供・事例発表

- 「焼津市未来創造生誕会」について
「市議会に議案が提出された焼津市のまちづくりについて」
「まち・ひと・しごとと市民の暮らし」
～若者の立場から・地元企業の立場から・働く女性の立場から 発表
- ポイントの解説とまとめ コーディネーター 松下 啓一 氏
(磐城女子大学 人間社会学部社会でオリエント学科 教授)
- みんなのアイデアブック 参加者同士で意見交換を行います



(まちづくり市民集会)

第17条 市長は、協働してまちづくりを進めるため、まちづくり市民集会を開催します。

2 まちづくり市民集会は、市民、議員及び市長等が参加し、地域社会の課題や焼津市の 未来について意見交換し、情報を共有することを目的とします。

3 市長は、特別の事情がない限り、まちづくり市民集会を年1回以上開催します。 【焼津市自治基本条例】

- ◆静岡県焼津市でも「まちづくり市民集会」というものを自治基本条例に規定している。これは議会も主催者で、議員は全員参加。市民、市長、議会が一緒になってまちの課題を話し、そういう機会をつくることによってみんなで智恵を出していこうというもの。決めるのは議会だが、決める以前に情報共有しようということで大ワールドカフェという話し合い、会議を行っている。

条例の実効性の確保

[illegible]

第9章 条例の検証等

第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容及び当該検証に基づき講じようとする措置（措置を講じようとしな

- ◆自治基本条例をつくりっぱなしにしているところがたくさんある。どうやってバージョンアップし、維持していくかが大切。神奈川県茅ヶ崎市では「条例の検証等」という規定をおいている。
- ◆例えば、職員が変わるといったのに、従前のままになっているというのを検証していく。条例を活かしていく。
- ◆自治基本条例の制定に参加した人たちが推進委員会をつくって、その人たちが検証や推進をやっている例がある。
- ◆先ほど紹介した焼津市の大ワールドカフェも、実際に運営しているのは市役所ではなく、条例をつくった人たちが一緒になってやっている。こういうふうになっていくと、自治が一步でも二歩でも進むのではないかな。

要するに 自治基本条例とは

- ・自治の関係者（市長、職員、議会・議員、市民、NPO、自治会・町内会、企業など）が、
- ・まちのため（みんなのため）に、存分に力を発揮し、
住みよいまちをつくっていく。
- ・そのための理念や方向性を定め、存分に力をするためのルールや仕組みを規定したもの

⇒持続可能な自治の実現

- ◆自治基本条例とは、自治の関係者（市長、職員、議会・議員、市民、NPO、自治会・町内会、企業など）が、まちのために、みんなのために存分に力を発揮して住みよいまちをつくっていく、そのための理念や方向性を定め、存分に力を発揮するためのルールや仕組みを規定したもの。それによって持続可能な逗子市をつくっていく。
- ◆こういうルールをつくることによって、そういうまちをつくっていくことが今、大切なのではないか。
- ◆自分たちが必要なものは何か考えて、重要な価値を見つけて、条例に落とし込む作業。条文に落とし込むのは専門家がやればよい、こんなことも盛り込めばまちはよくなる、まちは続くということを考えてほしい。

<質疑応答>

Q) 一部の政党が自治基本条例を危険視しているということだが、そのようなことは事実か。

松下教授)

- ◆一般的に危険と言われているのは、自民党が野党だった時に、当時の民主党が自治基本条例を進めていたので、対抗案を出さなくてはいけなかったという面があるのではないかと思います。民主党への対抗案としてダメだということになったのだと思う。自治会・町内会も力を出そうというのは、これはある意味保守の考え方。今は違うのではないかと思います。当時は対抗軸として出したのではないか。
- ◆危険だというなら、どこがどういうふうに危険だというのかを具体的にお話してもらって、それをなくしていけばよい。そんなふうに前向きに考えてほしい。一般的によく聞いている話は、そういうこと。
- ◆市民の人たちが自分たちで考えて活動することに対して危険だと考える議員さんがいる。自分達の存在意義が問われるので、危険だと思う議員さんもいる。様々な誤解だと思う。いい対案があればよい。いい対案がないので、みんなで力を出そう、と私は言っている。

Q)市長、議会、行政が変わることも大事だが、一番大事なのは市民自体がいかに関心と意識をもって変わっていくかということ。今までもいろいろ変えるということをやっているが、なかなか難しい。その大きな理由は、市民がそういうふうと言われてもインセンティブが不足していたためだと思う。むしろ市長や議会や行政に考えてもらうことは、いかに市民のインセンティブを高めていくかということがポイントになると思う。そういうことについて、自治基本条例にどう盛り込んでいくかについて工夫があれば教えていただきたい。

松下教授)

- ◆何とかしなくてはいけないと思っていても、実際に活動に結びつけるには誘因がないといけない。そういう誘因、どうすれば逗子の皆さんが動くかということをご皆さんで考えてもらいたい。
- ◆例えば、まちのことを一緒に語ろうよ、というのも一つの誘因。無作為抽出で参加してもらう。市民を巻き込んで一緒に考えていく場をつくる。あるいは、参加の機会、決める立場になってもらう。決める立場になると難しいことがよく分かる。そういう場を設定して市民が少しずつ変わっていく。そういう様々な仕組みや機会をつくって変わっていく。急にはムリなので、少しずつ変わっていく仕組みをつくっていく。
- ◆私は横浜市役所で市民参加について取り組んできた。30年前、市民参加は形だけだったが、20年、30年経つとこんなふうに、一緒に考えてい

こうというふうに変わってきている。すぐには変わらないけれど、変わってきている。変わっていないと未来がないと思うので、行ったり来たりしてガッカリすることもあるけれども、少しずつやっていくと変わっていくので、それを信じて一歩ずつやっていく。

- ◆例えば、若者は広報してもなかなか参加しないけれど、そういう知恵を絞っていく。無作為抽出や口コミにより広げて行って、それが形になる。大学生なら就活するときのポイントになる。そういうことを重層的にやっていく。

Q)逗子市の問題は、企業が少ない、個人市民税収入にたよっているということであれば、正面から企業誘致して税収を増やすような解決策をすればよいというような考えが出てくるが、ここでは市民が集まって違うような話をしている。わざわざ問題解決を遠回りしているような気がするということについて、どう考えるか。

松下教授)

- ◆逗子市の企業誘致などについて意見は持っていない。話を分かりやすくするために、逗子市が今のままでは厳しいということを説明したまで。しかし、本当に伝えたいことは、厳しいから自治基本条例をつくるのではなくて、住民は本来力をもっているのだから、その力を出してほしいということ。
- ◆地域の課題をどのように解決するかは様々な方法がある。逗子市の自治の関係者が考えていく問題だ。

Q) ここに集まっているメンバーの年齢構成は、逗子市の全体の構成とずれている。参加して語っているメンバーと住んでいる人の違いがある中で、このまま進めてよいのかという点についてご意見をいただきたい。

松下教授)

◆若い人の参加が少ないことについて、若い人たちを呼び込むための工夫をしてもなかなか参加しない。

◆例えば、学生を参加させる。就活にもメリットがあるというのを誘因にするなどして、若い人たちを参加させたほうがよい。まだまだ努力が必要だと思う。

◆一方で、これだけの人たちが何回も参加しているというので、逗子市はすごいと思う。普通は、3、4回目になると参加者が三分の一に減ってしまう。市の方も頑張って若い人に参加してもらったらよい。

Q) 自治の関係者として「市長、職員、議会・議員、市民、NPO、自治会・町内会、企業など」という説明があった。小学校区ごとの地域自治システムの取り組みが、逗子小学校地域では停滞している。このワークショップでは、自治会以下の方をどう扱っているのか、そこをカットして市民だけを集めているのか。今の説明と矛盾するのではないか。

企画課)

- ◆このワークショップに参加していない皆さんからもご意見をいただいたり、情報の共有という意味で届けたりしたいと思っているが、具体的な仕組みはつくれていない状態。
- ◆ただ、「お出かけ円卓フォーラム」という仕組みがあって、その中でも自治基本条例についてもメニューとして用意しているので、もし要望があれば企画課へ申し込んでいただきたい。
- ◆今後、タイミングをとらえて、自治会・町内会へは“押しかけ”で情報をお届けしたいと考えている。
- ◆まず、自治基本条例の制定に向けて取り組んでいることを多くの人に知ってもらわないと始まらないので、市の広報や市のホームページを使って情報の発信に努めていく。

松下教授)

- ◆ある程度まとまったら、押しかけていくとよい。流山市では192回あちこちに出向いて説明をした。皆さんのほうから、どこに行ったらよいといった

情報などを教えてもらって出向く。そうやって
広げていく。

- ◆ そうやっても自治基本条例は、なかなか市全体
に広がっていくものではないが、慌てずに少しず
つ少しずつ広げていく。
- ◆ 今までだったら学識経験者が集まって条例をつ
くっていた。それを止めようということ。もう少
しまとまったら、話に行く機会が出てくる。それ
が自治基本条例のつくり方。

Q) 今回 5 回目で市長部局と市民がワークショップをやっているが、議会というのが全く見えない。他の先行している自治体では、議会がどう関わったのか。

松下教授)

- ◆議会が見えないということだが、議員も注目していると思う。議員に聞くと、なかなかこういう場に入ってくるタイミングが難しいというか、どういう立場で入ったらいいのか難しいということが一つ。
- ◆多くの場合は、有志という形で何人か入ってきて、一緒に検討するというパターンがある。ある程度検討が進んでくると、議会の項目もあるし、議員と一緒に話し合う機会があるのではないか。形が見えていない段階から、議員が入ってくるというのは、どこのまちでも難しい。
- ◆ある程度形ができてから、議員との話し合いの場が設定されていくと思う。焼津市も新城市でも、制定の段階でスムーズに入れると、条例ができ上がった後、運用段階で議員も一緒になってまちづくり集会などもやっていくようになる。

Q) 市民が議員をきちんとチェックするということをすれば、議員は必ず出てくると思う。それを市民の役割として条例に盛り込みたいと私は考える。

松下教授)

◆議員の在り方というのが、自治基本条例の中でどうあってほしいというのが記述されて、どういうふうに表現されるかというのはこれからだが、そういう問題意識を常にもっているのはよいと思う。